

4-4. 災害対策・レジリエンスの強化に向けた対策(都市ガス分野における大規模災害時の保安業務のあり方②)

- 2016年6月にガス安全小委員会で取りまとめられた「ガスシステム改革保安対策WG報告書」とその内容を具体化する形で同年7月に経済産業省が作成した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づいて、これまで、**ガス小売事業者は保安閉開栓等の大規模災害時の保安業務を担ってきた。**
- 産業保安基本制度小委員会「中間取りまとめ」では、「**本来、保安責任を有する者が大規模自然災害時においても責任を負うとともに、大規模災害時には安全かつ早期の復旧の観点から保安のスキル・能力を有する人員が保安業務に当たることが、一般的には早期復旧及び保安確保の観点から重要**と言える」とした。
- 産業保安基本制度小委員会・ガス安全小委員会における意見や「中間とりまとめ」の内容を踏まえ、足下の対応・今後の対応は以下のとおりとする。

足下の対応

上記報告書や上記ガイドラインに基づき、既に各事業者において体制整備が進められており、直近の方針変更は、災害時における保安確保・早期復旧の達成に影響を及ぼし得ることも考慮し、足下の対応は以下のとおりとする。

- **現行ガイドラインに基づき、ガス小売事業者は、顧客対策隊の一員として復旧対応における保安閉開栓等を担う。**
- **需要家件数に応じて復旧要員を派遣する仕組みを基本としつつ、事業者間の協議により、各社事情や地域特性等を考慮することを可能とする。**
- **保安業務に日頃従事していない要員については、一般ガス導管事業者やガス小売事業者自身による教育・訓練によって保安に係る技能を補完。**

- 一般ガス導管事業者とガス小売事業者の託送供給約款に基づく覚書に基づき、シェアに応じて供出した人員の派遣費用については、ガス小売事業者が負担する。

産業保安基本制度小委員会・ガス安全小委員会における意見

- **人海戦術で適切な人員配置を行うことで早期復旧してきたという実績もある**ので、**一般ガス導管事業者だけでカバーするのは現実的ではない。**
- 費用負担については、災害発生の頻度が電力とガスでは相当違うので、**必ずしも水平展開していいのかは疑問。**むしろ、**スマート保安により、今後、合理化を進めることによって対処すべき。**

今後の対応

産業保安基本制度小委員会「中間取りまとめ」の内容や、2021年10月の基本制度小委及びガス安全小委での様々な御意見を踏まえ、今後の対応案は以下のとおりとする。

- 復旧の迅速化、動員数の削減、作業員の安全確保等の観点で有効な対策として、**遠隔での保安閉開栓が見込まれるスマートメーター等のテクノロジーの導入が考えられる。**このため、その導入に本格的に取り組むため、**目標年限を設定したロードマップを策定**することを目指す。
- ハード対策による耐震化率の向上等に加え、**スマートメーターの普及により復旧の合理化**が図られることから、これと並行し、**大規模災害時の保安業務のあり方について検討を進める。**
- 上記検討は、従来の都市ガス業界における**大規模災害時の保安業務の実態に関する定量的な調査・検証等**を実施し、仮に業務のあり方を見直した場合の影響等も評価した上で、別途の議論の場を設けて行うこととする。
- 両小委員会の意見も踏まえ、**大規模災害時の保安業務に関する費用負担のあり方について検討を進める。**